

拠点形成概要及び採択理由

機 関 名	北海道大学
拠点のプログラム名称	多元分散型統御を目指す新世代法政策学
中核となる専攻等名	法学研究科法律実務専攻
事業推進担当者	(拠点リーダー) 田村 善之 教授 外 18名
<p>[拠点形成の目的]</p> <p>1. 多元分散型統御を目指す新世代法政策学 伝統的な法学は、静態的課題に関する二当事者の権利義務関係を私法で規律し、公衆に関わる課題を公法で規律するという二元的な枠組みをとる。しかし、科学技術の進展とグローバル化により社会の相互依存性が高まるなか、二当事者間の規律が多様かつ多層的に他者に影響する場面が拡大し(外部性社会)、規律対象となる技術、経済、環境等の不断の変化により、総体的な把握が困難となっている(対象の不定形性・動態性)。たとえば、インターネット等における権利者とユーザーの対立、エイズ医薬品等に関する先進国と途上国の対立、景観、原発、温暖化等に関する都市観、産業政策と環境政策に関する対立は、国における公私の対立という二元的思考を許さないほど、多層かつ多元的な課題である。いずれも、静態的効率性と動態的効率性のトレードオフ、望ましい競争状態とどの程度の乖離があると法が介入するのかというベースライン問題、科学的知見の取り入れ等、動態的な把握を必要とする。</p> <p>これらの課題を、a)基本権間の衡量問題として解決する手法は、外部性社会において必然的に利害が錯綜する場合の調整に課題を残す。b)法と経済学は効率性や厚生という基準でこの問題に臨むが、そもそも多元的な価値の反映には限界があることに加え、ベースラインを完全競争市場に置き、現状をそこに近づけることを法の任務とする古典的議論は非現実的に過ぎる。この点、ゲーム理論の応用や個人の現実の行動を測定する行動経済学等が注目されるが、その知見を法政策に応用する手法は発展途上である。</p> <p>以上のa)、b)は、大陸法系の伝統的法学、米国法系の法と経済学という、国際的な法学方法論の分布に対応するが、本拠点の新世代法政策学は、これらを架橋しながらも、新たな第三の軸を提示するものである。すなわち、外部性社会にあっては、情報を不断に収集し多数の利害を調整する必要があるが、その指針となりうる効率性や厚生は測定は容易ではなく、権利や自律その他の多様な価値を保障し調整する必要もある。しかも、権利を設定したり規律をなす試み自体が市場の前提を形成し、また、政策判断の過程で科学や経済状況の知見を得ることが規律対象の評価に影響するために、規律の過程と対象との間には再帰的な関係が存在する。ゆえに、法政策の内容の妥当性のみならず、政策形成過程を統御するプロセス正統化を組み合わせる必要がある。これは、「正解」が見えない時代の漸進的な法政策過程を規律する学問として法学を再構成する作業である。この課題を実現するため、本拠点では、技術的な判断力、民主的な契機、自由を擁護する契機など諸要素に着目しつつ、市場、立法、行政、司法、その他の社会組織間のガバナンス構造を探索する。</p> <p>このように、外部性社会における動態的課題に対処するために、帰結主義ばかりでなく、手続的な正義を包摂した方法論を提供する学問が「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」である。</p> <p>2. 新しい教育プログラムの開発 これまでの法学教育は、伝統的な法学に基づき、法技術的に区切られた六法・行政法と、知財・経済・環境などの対象によって区切られた諸法とを別々に教えてきた。本拠点では、新世代法政策学を踏まえて、両者を相互補完的に俯瞰しつつ、各種方法論も包括的に把握する教育プログラムを開発する。これにより、広い視野から大型の研究を行う研究者を養成すると同時に、現代的な課題に対処する高度職業専門人も育成する。さらに、社会的外部性の動態的な統御は国際的な課題であり、本拠点の留学生教育は次世代の人的法制度整備支援として大きな意義を有する。</p> <p>[拠点形成計画の概要]</p> <p>1. 理論に則した双方向的な共同研究 総論に関しては、法と経済学班、政策過程論班が、方法論の現況を把握する。さらに、法技術的な側面を研究する民事規整班、行政規整班が、方法論と具体的な法技術を架橋する。そのうえで、知財、競争、環境を扱う各論班が領域毎に課題の探知と理論の応用を行う。そして、問題意識を強固に共有する研究総括班が多元分散型統御を目指す新世代法政策学を構築する。知財に関しては、21世紀COEの成果を継承する情報法政策学研究センターを設立するほか、既存の高等法政教育研究センターを活用し、総論班はCOE研究会、法技術班と各論班はそれぞれ民事法研究会、公法研究会、経済法研究会、環境法研究会や国際シンポジウムを挙行し、理論の深化を図る。</p> <p>2. 若手研究者コミュニティに対する競争的な経済支援による人材育成 人材育成の面では、博士課程の充実とともに、国内外から優秀な若手研究者を募り、特任准教授、特任助教、COE研究員に採用し、博士課程院生とともに若手研究者コミュニティを構築する。博士課程のコースワークを柱とする基盤教育プログラムに加えて、事業推進担当者の指導の下、前記研究会等で発表させ、その成果をCOE学術雑誌『新世代法政策学研究』等に発表させる双方向的連環型教育プログラム、内外の他大学、他機関所属の若手研究者を客員研究員に短期招聘する先導的研究者交流プログラムを展開し、新世代法政策学の国際的な教育研究を行う。若手研究者自発的研究活動必要経費、RA制度を活用し、優秀な博士課程院生を選抜して支援することで研究に打ち込める環境を整える。専門職大学院のカリキュラムも工夫して博士号取得までのアカデミックトラックを明確化し、将来の研究者のほか高度職業専門人となるキャリアパスを示し、組織的に支援する。</p>	

機 関 名	北海道大学
拠点のプログラム名称	多元分散型統御を目指す新世代法政策学
<p>[採択理由]</p> <p>大学全体の明確な将来構想の下に、21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」としてこれまで挙げてきた高水準の成果を踏まえ、そこで得られた新しい法学方法論を他の法学の領域に拡大適用しようとする先進的な教育研究計画であり、優れたプログラムとして期待できる。</p> <p>人材育成面においては、「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」において留学生を含む若手研究者の育成に取り組んできた実績を有しており、基盤教育プログラム、双方向的連環型教育プログラム及び先導的研究者交流プログラムからなる若手研究者コミュニティの構築による人材育成の取組は、高く評価することができる。</p> <p>研究活動面においては、「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」において質・量ともに高水準の研究成果を挙げており、そこで得られた新しい法学方法論を汎用性のあるものに発展させようとするものである。事業推進担当者の研究活動の実績に照らして、更なる研究成果を期待することができる。</p> <p>ただし、多元分散型統御を目指す新世代法政策学の概念は必ずしも明確ではなく、この概念が知的財産法以外の法領域にどの程度まで適用可能であるのかを、更に明らかにしていくことが強く求められる。</p>	